

航空運送事業運送約款

平成27年5月14日

匠航空株式会社

運 送 約 款

目 次

第 1 章 総 則

	ページ
第 1 条 (約款の適用)	1
第 2 条 (利用者の同意)	1
第 3 条 (係員の指示)	1
第 4 条 (運航上の変更)	1
第 5 条 (責 任)	1
第 6 条 (公 示)	1
第 7 条 (裁判管轄)	1

第2章 旅 客

第 8 条 (運賃及び料金)	2
第 9 条 (航空券)	2
第 10 条 (有効期間の延長)	2
第 11 条 (座席の予約)	2
第 12 条 (集合時刻)	3
第 13 条 (運送の拒否および制限)	3
第 14 条 (航空券の紛失)	4
第 15 条 (有効期間)	4
第 16 条 (搭乗日時の指定)	4
第 17 条 (運航中断の処置)	4
第 18 条 (会社の都合による払い戻し)	4
第 19 条 (旅客の都合による払戻と払戻手数料および取消手数料)	5
第 20 条 (払戻期間)	5
第 21 条 (旅客の都合以外の事由による取消変更)	5
第 22 条 (不正搭乗)	5
第 23 条 (賠償の制限)	6

空

第3章 手荷物

第24条	(手荷物の受託および持込み)	7
第25条	(受託手荷物の搭載)	7
第26条	(手荷物の検査等)	7
第27条	(受託手荷物の引渡)	7
第28条	(手荷物引換証の紛失)	8
第29条	(引渡不能手荷物の処分)	8
第30条	(手荷物の禁止制限品目)	8
第31条	(高価品)	8
第32条	(無料手荷物許容量)	8
第33条	(賠償の限度)	9

第4章 貨 物

第34条	(運賃料金の後払)	10
第35条	(申込)	10
第36条	(運送状)	10
第37条	(集荷および配達)	10
第38条	(運送状の記載についての責任)	10
第39条	(貨物の点検)	11
第40条	(貨物引受の制限)	11
第41条	(荷受人への通知)	11
第42条	(正当荷受人)	11
第43条	(引渡し不適運送品の処分)	11
第44条	(貴重品の扱い)	12
第45条	(搭載予定の変更)	12
第46条	(会社の都合による払戻し)	12
第47条	(荷送人又は荷主の都合による払戻し)	12
第48条	(払戻しの方法)	13
第49条	(運送品に関する免責)	13
第50条	(賠償の限度)	13
第51条	(損害賠償の請求)	13

第1章 総 則

第1条(約款の適用)

この運送約款は、匠航空株式会社(以下会社という)の行う旅客・手荷物 及び貨物の航空運送並びにこれに付帯する業務に適用します。

第 2条(利用者の同意)

旅客・荷送人及び貸切飛行の借主は、この運送約款及び同約款に基づいて定められた規定を承認し、且つ、これに同意したものとします。

第 3条(係員の指示)

旅客・荷送人及び貸切飛行の借主は、搭乗、降機その他飛行場および航空機内における行動並びに手荷物の積卸若しくは搭載の場所等について、すべて会社係員の指示に従わなければなりません。

第4条(運航上の変更)

1. 会社は、法令又は官公署の要求・機材の故障・悪天候・争議行為・動乱・戦争・その他やむを得ない事由により、航空機の経路・発着日時又は発着地の変更、運航の全部若しくは一部の中止、旅客の搭乗の制限、又、手荷物及び貨物の積載の制限若しくは取り消しをすることがあります。
2. 会社は、前項の場合に生じた一切の損害について賠償する責を負いません。

第 5条(責任)

1. 会社は、航空機に搭乗中又は乗降中に生じた事故による旅客の死亡又は損害に対し、或は手荷物又は貨物の滅失・破損若しくは延着等の事故によって生じた損害について賠償の責を負います。但し、会社に故意又は過失がなかった場合は、この限りではありません。
2. 賠償の限度については、第33条、第50条によります。

第 6条(公示)

会社の事業所等には、この運送約款とともに、運賃及び料金その他必要な事項を公示します。

第 7条(裁判管轄)

1. この運送約款の規定は、日本法に従い解釈され、この運送約款に定めのない事項については、日本法を適用します。
2. この運送約款に基づく運送に関する争いについては、損害賠償請求権者の何人であるかを問わず、又は損害賠償請求の法的根拠の如何を問わず、会社の本社所在地を管轄する裁判所に提訴するものとし、その訴訟手続はS本法によります○

第2章 旅 客

第 8条 (運賃及び料金)

旅客の運賃及び料金は、別に定めるところによります。

第 9条 (航空券)

1. 会社は、会社の指定する場所で、所定の運賃及び料金を申し受けて航空券を発行します。
(貸切・遊覧飛行については、搭乗申込書(以下「航空券」という)を以て航空券に替えます。)
2. 航空券は会社の指定する日時迄に購入しなければなりません。
3. 航空券は、書面又は券面記載通りに使用しない場合は無効となります。
4. 航空券を不正に使用した場合は、会社は一切の損害賠償の責を負いません。
5. 航空券は、旅客が有効期間の満了する日までに搭乗しなければ、無効となります。

第10条 (有効期間の延長)

1. 旅客が病気その他の事由で旅行不可能な場合、または会社が予約した座席を提供できない場合もしくは座席を予約できない場合は、航空券または航空引換証の有効期間を延長することができます。ただし、最初に発行した航空券または航空引換証の有効期間満了日より80日を超えて延長することはできません。
2. 前項によって有効期間を延長した場合は、この旅客の同伴者が所持する航空券又は航空引換証についても同様に期間の延長をすることができます。

第11条 (座席の予約)

1. 航空機に搭乗するには座席の予約を必要とします。
2. 座席予約申込の際は、航空券または航空引換証を呈示し、所要事項の記載を受けなければなりません。
3. 座席予約の取消申出の際は、航空券または航空引換証の呈示を必要とします。
4. 前二項の定めにかかわらず、別に定める事業所において、航空券または航空引換証の呈示がない場合でも、座席予約の申込または取消もしくは変更の申出を受け付けることがあります。
5. 前項による座席予約は、旅客が、会社が定める航空券購入期限までに航空券または航空引換証を呈示するまでは確約されたものではありません。旅客が、会社の定める航空券購入期限までに航空券または航空引換証を呈示しない場合、会社は予約なしにいつでも当該座席予約およびその予約に引き続きなされている座席予約を取消することがあります。

運 送 約 款

6. 座席予約申込は、会社の事業所において、搭乗希望日の当日を含めて2ヶ月前より受付けます。ただし、会社が特定の運賃を支払う旅客につき別段の定めをした場合は、この限りではありません。
7. 会社は第19条第2項が適用される場合には、その予約に引き続きなされている座席予約を取消することがあります。

第12条(集合時刻)

1. 旅客が航空機に搭乗する際には、その搭乗に必要な手続きのため、会社が指定する時刻までに指定する場所に到着しなければなりません。
2. 前項の集合時刻に遅れた旅客に対し、会社はその搭乗を拒絶することがあります。
3. 会社は、集合時刻に遅れた旅客のために航空機の出発を遅延させることはできません。

第13条(運送の拒否および制限)

会社は、次の各号に該当すると認めた場合は、当該旅客の搭乗を拒絶し、または寄航地で降機させることができます。その場合において、その旅客の手荷物についても同様の取扱いをします。この場合、第19条第1項の規定による払戻しを行い、取消手数料は一切申し受けません。

なお、本項3号(5)または(7)の場合においては、上記の措置に加えて、当該行為の継続を防止するため必要と認める措置をとることができます。その措置には、当該行為を拘束することを含みます。

1. 運航の安全のために必要な場合。
2. 法令または官公署の要求に従うために必要な場合。
3. 旅客の行為、年齢または精神的もしくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合。
 - (1) 会社の特別な取扱いを必要とする場合。
 - (2) 重傷病者または8歳未満の小児で付添人のない場合。
 - (3) 次に掲げるものを携帯する場合。
武器(職務上携帯するものを除く。)、火薬、爆薬物、他に腐蝕を及ぼすような物品、引火しやすい物品、航空機、旅客または搭乗物に迷惑もしくは危険を与える物品、航空機による運送に不適当な物品または動物。
 - (4) 他の旅客に不快感を与えまたは迷惑を及ぼすおそれのある場合。
 - (5) 当該旅客自身もしくは他の人または航空機もしくは物品に危害を及ぼすおそれのある行為を行う場合。
 - (6) 第25条第4項または第5号に該当する場合。
 - (7) 会社係員の業務の遂行を妨げ、またはその指示に従わない場合。
 - (8) 会社の許可なく、機内で、携帯電話機、携帯ラジオ、電子ゲーム等、電子機器を使用する場合。
 - (9) 機内で喫煙する場合。

運 送 約 款

第14条(航空券の紛失)

1. 航空券を紛失した場合は、改めて当該紛失航空券に係る搭乗区間の航空券の購入を必要とします。
2. 前項の場合で、紛失した旨の届出が第20条に定める払戻期間内に会社の事業所になされたときには、払戻期間満了の日の翌0から起算して1年以内に当該紛失航空券の提示がなされれば、次により払戻します。なお、払戻す場合には、第19条第1項に定める払戻手数料を申し受けます。
 - (1)代りの航空券を購入していないときは紛失航空券に対する收受運賃および料金を払戻します。ただし、第19条第2項に定める取消手数料が適用される場合は、所定の払戻手数料に加え、当該取消手数料を申し受けます。
 - (2)代りの航空券を購入しているときはその代りの航空券に対する收受運賃および料金を払戻します。ただし、会社が別段の定めをした場合、この限りではありません。
 - (3)前記第1号および第2号の場合で当該旅行を取消したときは、第19条に準じて払戻します。
3. 紛失航空引換証に対しても前二項を準用します。

第15条(有効期間)

1. 航空券で搭乗日時の指定のあるものは、当該搭乗予定日に限り有効とします。
2. 航空券で日時の指定のないものの有効期間は、発売の日から60日とします。

第16条(搭乗日時の指定)

航空機に搭乗するには、日時の指定を要します。日時の指定を受けようとするときは、搭乗希望日の30日前より会社の事業所又は代理店において、航空券を呈示する必要があります。但し、会社の都合により、御希望にそいかねるときがあります。

第17条(運航中断の処置)

会社は、航空機に途中不具合が発生し、前途の運航が不能になった場合には、発着空港又はこれに代るべき地点に至るまでの旅客の運送にできる限りの便宜を図ります。

第18条(会社の都合による払い戻し)

会社は、第4条及び第14条の事由又は会社の都合によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の請求に応じ未飛行部分に相当する運賃及び料金の払戻しをします。

第19条 (旅客の都合による払戻と払戻手数料および取消手数料)

- 1.航空券または航空(1)換証を旅客の都合により払戻す場合には、旅行区間の金部について払戻すときは收受運賃および料金全額を、一部について払戻すときは收受運賃および料金より搭乗区間運賃および料金を差引いた差額を払戻します。なお、この場合、航空券または航空引換証1枚につき、**420**円の払戻手数料を併し受けます。
- 2.前項の定めに従い、座席の予約がなされている航空券または航空引換証を払戻す場合には、運賃および料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表により取消手数料を申し受けます。
- 3.前二項の場合において、收受運賃が払戻手数料および取消手数料の合計より小であるときは收受運賃を限定として申し受けます。

第20条 (払戻期間)

旅客運賃または料金の払戻しは、当該航空券または航空引換証と引替にその有効期間満了後10日以内に限り行います。

第21条 (旅客の都合以外の事由による取消変更)

会社は、旅客の都合以外の事由によって、運送契約の全部または一部の履行ができなくなった場合は、次の各号のうち、なるべく旅客の希望にそう取扱いをします。

- (1) 座席等に余裕のある会社もしくは他会社の航空機または他の輸送機関によって、当該航空券面記載の最初の目的地までの旅客および手荷物の運送の便を図ります。この場合において便、経路の変更等による旅客運賃が、当該区間の適用旅客運賃の払戻額より大であっても、これを追徴せず、また小であるときはこれを払戻します。
- (2) 前号によらないで払戻しを行う場合は、旅行開始前においては收受した当該旅客運賃または料金の全額を払戻し、旅行開始後においてはその取消地点から航空券面記載の1目的地(途中降機予定地点を含む。)までの適用旅客運賃または料金を払戻します。
- (3) 旅客の申し出があったときは、払戻しにかえて当該未搭乗区間について搭乗旧、搭乗便、経路の変更または有効期間の延長を取り計らうことがあります。

第22条 (不正搭乗)

次の場合は不正搭乗として、当該旅客に適用される不正搭乗区間の運賃および料金と、搭乗時の当該区間に設定された最も高額な運賃および料金の2倍相当額を合わせて申し受けます。ただし、その搭乗区間を判定できない場合は、その搭乗機の出発地からとします。

- (1) 航空券を持たないで搭乗したとき、または会社係員の承諾なく航空券面記載区間以遠に乗越したとき。
- (2) 故意に無効航空券で搭乗したとき。
- (3) 航空券の呈示を拒み、または取集もしくは回収の際にその引渡しをしないとき。
- (4) 不正の申告により運賃の特別取扱いを受けて搭乗したとき。

運 送 約 款

第23条(賠償の制限)
削除

第3章 手荷物

第24条 (手荷物の受託および持込み)

1. 旅客が会社の指定した時刻までに、会社の事務所において、有効な航空券を提示の上手荷物を提出したときは、この運送約款の定めるところにより、受託手荷物として受付け、または持込手荷物として認めます。
2. 会社は、受託手荷物に対しては、手荷物合符を発行します。

第25条 (受託手荷物の搭載)

受託手荷物は、その旅客の搭乗する航空機を運送します。ただし、搭載量の関係その他やむを得ない事由があるときは、当該手荷物の搭載可能な航空機によって運送することがあります。

第26条 (手荷物の検査等)

1. 航空保安上(航空機の不法な奪取、管理または破壊の行為の防止を含みます。)その他の事由により会社が必要と認めた場合は、本人または第三者の立会を求めて開被点検その他の方法により手荷物の検査をすることがあります。
2. 航空機の不法な奪取、管理または破壊の行為の防止のため会社が必要と認めた場合は、旅客の着衣もしくは着具の上からの接触または金属探知機等の使用により旅客が装着する物品の検査をすることがあります。
3. 会社は、旅客が前第1項の検査に応じない場合には、当該手荷物の搭載を拒絶することがあります。
4. 会社は、旅客が前第2項の検査に応じない場合には、当該旅客の搭乗を拒絶することがあります。
5. 会社は、前第1項または第2項の検査の結果として第29条に定める手荷物の禁止制限品目に該当するものが発見された場合には、これらのものの持込みもしくは搭載を拒絶し、または必要な処分をすることがあります。

第27条 (受託手荷物の引渡)

1. 受託手荷物は、手荷物づ1渡証と引換に渡します。
2. 会社は、手荷物引渡証の参考人が当該手荷物の正当な受取人であるか否かを確認できなかったことにより生ずる被害に対し、賠償の責に任じません。
3. 手荷物は、手荷物合符に記載されているH的地においてのみ引渡します。ただし、特にその手荷物の委託者の要求があったときは、状況の許す場合に限り出発地または中間寄航地において*7 1渡します。

第28条(手荷物引換証の紛失)

手荷物引換証を紛失した場合には、会社が当該受託手荷物の引渡請求人を正当な受取人であると認め、かつ、会社がその引渡請求人に当該手荷物を引渡した結果、会社がこうむるおそれがある一切の損失を保障する旨の保障を当該引渡請求人からえた場合に限り、別に定める手続きにより引渡します。

第29条(引渡不能手荷物の処分)

手荷物の到着後7日間を経過しても引取がない場合には、全社は当該手荷物を適宜処分することがあります。この場合における損害および費用はすべて旅客の負担とします。

第30条(手荷物の禁止制限品目)

1. 次に掲げるものは、受託手荷物および持込手荷物として認めません。ただし、会社が承認した場合は、この限りではありません。
 - (1) 航空機、人員または搭載物に危険または迷惑を及ぼすおそれがあるもの。
 - (2) 銃砲刀剣類等および爆発物その他の発火または引火しやすいもの。
 - (3) 腐食性薬品および適当な容器に入れていない液体。
 - (4) 動物。
 - (5) 遺体。
 - (6) 法令または官公署の要求により航空機への搭載または移動を禁止されたもの。
 - (7) 容積、重量または個数について会社が別に定める限度を超えるもの。
 - (8) 荷造、または包装が不完全なもの。
 - (9) 変質、消耗または破損しやすいもの。
 - (10) その他会社が手荷物としての運送に不適当と判断するもの。
2. 次に掲げるものは、持込手荷物として認めません。
 - (1) 刃物類。
 - (2) 鉄砲刀剣類等類似品および爆発物類似品(ピストル型ライター、手榴弾型ライター等)
 - (3) その他会社が凶器となり得ると判断するもの(パット、ゴルフクラブ、アイススケート靴等)

第31条(高価品)

白金、金、その他びの貴金属ならびに貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品その他高価品は受託手荷物として認めません。

第32条(無料手荷物許容量)

1. 手荷物は、身体障害旅客が身で使用する完全折畳式取椅子を除いて、受託手荷物および持込手荷物を合計して15キログラムまで無料とします。
2. 幼児については、前項に規定する無料手荷物許容量の適用はありません。

第33条(賠償の限度)

1. 手荷物運送における会社の責任は、旅客1名につき総額金5万円の額を限度とします。ただし、旅客が運送の開始前に当該手荷物につきそれ以上の価額を申告し、従価料金を支払った場合は、当該申告価額を会社の責任限度としますが、この場合においても、会社の責任は、当該手荷物の実際の価額をこえることはありません。
2. 前項において「手荷物」とは、受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客のもの及び持込手荷物その他の旅客が携行し又は装着するもののすべてを含みます。

第4章 匠 貨 匠 物

第34条 (運賃料金の後払)

会社は貨物の引渡しを受けたとき、運賃または料金を申し受けます。ただし、会社が同意したときは後払いを認めます。

第35条 (申込)

荷送人は貨物運送の申込に際しては、搭載日時の指定をしていただきます。ただし、搭載の都合、その他によりご希望にそいかねることがあります。貨物の会社への引渡しは、会社の指定する場所で行って頂きます。

第36条 (運送状)

1. 荷送人は貨物の運送を会社に委託するときは、貨物一個ごとに下記の事項を明記した運送状または送状を提示していただきます。

- (1) 貨物の品名、重量、容積、荷姿、個数および荷卸。
- (2) 貨物の価格。
- (3) 荷送人の住所、氏名または商号。
- (4) 発送地。
- (5) 荷受人の住所、氏名または商号。
- (6) 運送状(又は送状)の作成地および作成年月日
- (7) 到着地。
- (8) 運賃、料金等の支払い方法。
- (9) 会社への引渡し年月日。
- (10) 貨物引換証の発行希望の有無。
- (11) その他特別の取扱いを要するものはその旨。

2. 前項の「一口貨物」とは、荷送人、荷受人、発着地、輸送の時期、扱種別、運賃および料金の支払い方法が同じであって一個の運送状または送状に包含されるものをいいます。

3. 会社は荷送人の申出により、貨物引換証を発行します。

第37条 (集荷および配達)

会社は荷送人、荷受人または荷主の請求があった場合は実費を申受けて、集荷、配達の取次をすることがあった場合は実費を申受けて集荷、配達の取次をすることがあります。

第38条 (運送状の記載についての責任)

荷送人は第35条の運送状または送状の内容が事実と相違し、または、不完全であった為に会社が受けた一切の損害を賠償しなければなりません。

運 送 約 款

第39条 (貨物の点検)

会社は運送状に記載された貨物の品名について疑いがあると認めた場合は、荷送人または第三者の立会いを求めて貨物の点検をすることがあります。

第40条 (貨物引受の制限)

会社は下記の運送品(本約款中の運送品とは、貨物および手荷物をいいます。)は引き受けません。

- (1) 包装若しくは荷造の不完全なもの、破損、腐敗、若しくは変質し易いもの、臭気を発するもの、不潔なものまたは航空機もしくは他の輸送品を破壊するおそれのあるもの。
- (2) 腐敗性薬品、武器、火薬、爆発物、発火または引火し易いもの。
- (3) 航空輸送に不適當なもの。
- (4) 遺体。
- (5) 法令または官公署の命令によって移動を禁止されているもの。
- (6) 会社において航空運送上不適當と判断するもの。

第41条 (荷受人への通知)

会社は、予め荷送人よりの申出がない場合は荷受人に到着通知を行いません。

第42条 (正当荷受人)

1. 到着貨物の引渡しにあたっては、会社は荷受人であることを照明するに居るものの提出を求めます。
2. 貨物の引渡しを受けたものが、正当な荷受人でなかったことについて、会社の故意または過失がないときは、これによって生じた損害について会社は責任を負いません。
3. 貨物引渡証を発行した場合はこれと弓1換えでなければ弓1渡しません。
但し、貨物弓1渡証を紛失したときは保障渡しをします。

第43条 (引渡し不適運送品の処分)

1. 荷受人を確認することが出来ない場合、または荷受人が貨物の引受を怠り、著しく拒んだ場合であって、荷送人に通知しても、その指示がないときは受託手荷物が到着地に到達した日以降1週間以内に旅客がその引渡しを要求しないときは、会社はその荷物を供託または競売することがあります。
尚、損廃し易いもので荷送人の指図を待つことが出来ない場合は廃棄することがあります。この場合は、遅滞なく荷送人に通知します。
2. 前項により会社が引渡不能貨物の処分に要した費用があるときは、すべて荷送人の負担とします。

運 送 約 款

第44条(貴霊品の扱い)

次に掲げる物品は、貴重品扱い貨物とし、別に定める従価料金を収受して受けます。

- (1) 通貨(紙幣・硬貨)
- (2) 未使用の収入印紙及び郵便切手
- (3) 公債・社債・株券その他の有価証券
- (4) 白金・金・銀・その他の貴金属及びこれらの製品
- (5) ウラニウム・イリジウム・その他の希金属及びこれらの製品
- (6) ダイヤモンド・紅玉・真珠・その他の宝石及びこれらの製品
- (7) 美術品又は骨董品
- (8) その他、荷送人において貴重品と指定した物品

第45条 (搭載予定の変更)

会社は、荷送人または貨物引換証の所持人が会社に対し運送の取消、医薬品の搬送、発送地の変更、到着地の変更、搭載日時の変更を請求した場合は、それまでに要した費用を徴収の上、請求に応じます。

但し、運送品の返送を除き、その運送品が航空機に搭載される以前に指図があった場合に限ります。

第46条 (会社の都合による払戻し)

第4条の理由又は、会社の都合により運送契約の全部又は一部の履行が出来なくなった場合は、会社は、荷送人の請求に応じ未運送部分に相当する運賃の払戻しをします。

第47条 (荷送人又は荷主の都合による払戻し)

荷送人または貨物引換証の所持人が、その都合により運送契約を取消す場合は、下記の区分に従って運賃及び料金の払い戻しをします。

1.貸切貨物運送の場合

- (1) 搭載指定日時の24時間前まで取消しの通知があった場合は、運賃及び料金の7割。
- (2) 搭載指定日時の6時間前までに取消しの通知があった場合は、運賃及び料金の5割。
- (3) その他の場合は、運賃及び料金の払い戻しをしません。

2.一般混載貨物輸送の場合

搭載指定日時の2時間前までに取消しの通知があった場合は、運賃及び料金の9割。

運 送 約 款

第48条 (払戻しの方法)

運賃及び料金の払戻しは、会社の事務所又は代理店等において、貨物引換証と引換または会社が発行した証明により、その指定日時または有効期間の末日から30日以内に限り行います。

第49条 (運送品に関する免責)

会社は、下に掲げる事由によって生じた運送品の延着滅失、変質、破損、消耗、汚損、その他の一切の損害に対して責任を負いません。

- (1) 第30条に掲げる事由
- (2) 運送品の性質又は瑕疵
- (3) 荷印記号の不備又は荷造りの不完全
- (4) 運送状または送状の記載の不完全又は虚偽

第50条 (賠償の限度)

会社は、引渡しを受けた貨物に生じた損害について会社が責を負う場合の賠償額は貨物一個につき金3万円を限度とします。但し、予め貨物の種類品名及び価格を会社に申告し、且つこれに相当する所定従価料金を支払った場合及び貴重品扱い貨物の所定従価料金を支払った場合は申告価格を限度として賠償の責に任じます。

第51条 (損害賠償の請求)

1. 運送品に関する損害賠償の請求は、不着の場合は指定搭載日より14日以内に、一部滅失、破損又は延着の場合は引渡しを受けた日より7日以内に文書で行わなければなりません。但し、上記の期間内に会社の事務所又は代理店に文書で保留した場合は、留保通知後7日以内に限り上記の期間は延長します。
2. 上記の期間内に賠償の請求をしなかった時は、会社は賠償の責を負いません。